

様式第1号

建設工事等競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事等(以下「工事等」という。)の請負契約、工事材料の製造請負契約、その他工事等に関連する物品等の調達について伊東市が行う競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札辞退)

第2条 指名競争入札に参加する指名の通知を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、理由を記した「入札辞退届」を入札の日の前日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札による場合は、電子入札締切日時までに電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。この場合において、やむを得ないと認められる場合には、市の承諾を得て書面により提出することができる。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札)

第5条 入札書は、伊東市建設工事執行規則(以下「工事執行規則」という。)様式第1号に定める書式により作成し、封印の上「番号、何々工事入札書在中」と明記し、入札者の住所、氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所でこれを提出しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が著しく少数となり、若しくは入札について不正を予見する充分な事由が生じ、公正な競争が困難となると認める場合には、入札の執行を取りやめることがある。

- 2 開札前において天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。ただし、電子入札の場合であつて、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと市長が認めるときは、入札参加者及び当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせないことができる。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納入する場合において当該金額が所定の額に不足する者のした入札
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
 - (5) 記名押印を欠く入札
 - (6) 金額を訂正した入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
 - (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
 - (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
 - (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
 - (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札
- 2 伊東市建設工事等に係る予定価格の公表に関する要綱(平成17年伊東市告示第70号)に規定する入札が行われた場合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる入札も無効とする。
- (1) 事前公表した予定価格を超える金額による入札
 - (2) 工事費内訳書又は業務費内訳書を提出しない入札
 - (3) 入札書と工事費内訳書又は業務費内訳書の金額が異なる入札

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる者を落札者とする。

- (1) 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けた場合 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者
- (2) 伊東市建設工事に係る低入札価格調査制度に関する要綱(平成17年伊東市告示第71号)に規定する入札が行われた場合 伊東市低入札価格事務取扱要領(平成17年伊東市訓令甲第4号)第7条の規定により決定した者

(再度入札)

第11条 予定価格を事後公表する入札で開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことを原則とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第9条第1項第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札

(2) 第10条の規定による最低制限価格に達しない入札

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、「辞退届」を提出しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引を行う。

2 前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第13条 開札をした場合において、落札者があるときは、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札参加者に直ちに口頭で知らせる。

(工事の請負契約における工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知)

第13条の2 工事の請負契約における落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでの間に、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に工事執行規則様式第3号に定める書式により契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第15条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては、前条の規定を準用する。

(契約の確定)

第16条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が15,000万円以上の工事等の請負契約については、伊東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年伊東市条例第31号)の定めるところにより議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(契約保証金)

第17条 落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、1件300万円未満の工事に係る請負契約である場合については、この

限りでない。

(契約保証金の納付に代わる措置)

第18条 落札者は、前条に規定する契約保証金の納付に代えて、次の措置をとることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供による保証
 - (2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関等の保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証(契約保証特約を付したものに限り。)
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証
- 2 前項の保証に係る保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により落札者が、同項第1号から第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。

(異議の申立)

第19条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第20条 この心得は、随意契約においても準用する。